

# 広島市常時人工呼吸器使用患者非常用電源設備購入費補助制度のご案内

広島市では、令和2年4月から、電力供給の停止が生命の危機に直結する在宅で常時人工呼吸器を使用している患者の方が、災害等による長時間の停電発生時においても人工呼吸器への電力供給ができるよう、非常用電源設備の購入費を補助します。



## 1 補助対象者

市内在住で、以下の全てを満たす方

- ・在宅で常時(24時間)人工呼吸器を使用している
- ・在宅常時人工呼吸器使用患者災害個別計画を策定している

※ 個別計画の策定を希望する方はお申し出ください。

この計画は、災害時に安全かつ確実な避難の確保を図ることを目的として、避難に必要な具体的な事項について検討・作成するものです。

※ 上記に該当しても、患者の方と住民基本台帳上の同一世帯員(患者本人が18歳以上の場合、本人及び同一世帯員である配偶者に限る。)に、市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、補助対象外です。

## 2 購入費補助の対象となる物品

※補助決定前に購入した物品は補助対象外です。

種目	性能要件	補助基準額
正弦波インバーター 発電機	患者又は介助者が容易に使用可能な、ガソリン又はガスポンペ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850VA以上のもの	120,000円
ポータブル電源 (蓄電池)	患者又は介助者が容易に使用及び運搬可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの	

【注意事項】(1) 補助は、対象者1人につき1台限りです。

(2) 取扱説明書が日本語で記載されている必要があります。

(3) 擬似正弦波(矩形波、補正正弦波)の製品は、補助対象外です。

(4) 用品の維持経費(ガソリン、カセットガス等の購入費や点検・整備費等)は、補助対象外です。

(5) 用品の附属品は、その附属品がないと当該用品が機能しない場合のみ、補助対象となります。

## 3 自己負担額

市民税課税状況等	自己負担額※
市民税課税世帯	補助基準額の1割(1円未満は切捨て)
市民税非課税世帯・生活保護受給世帯	0円

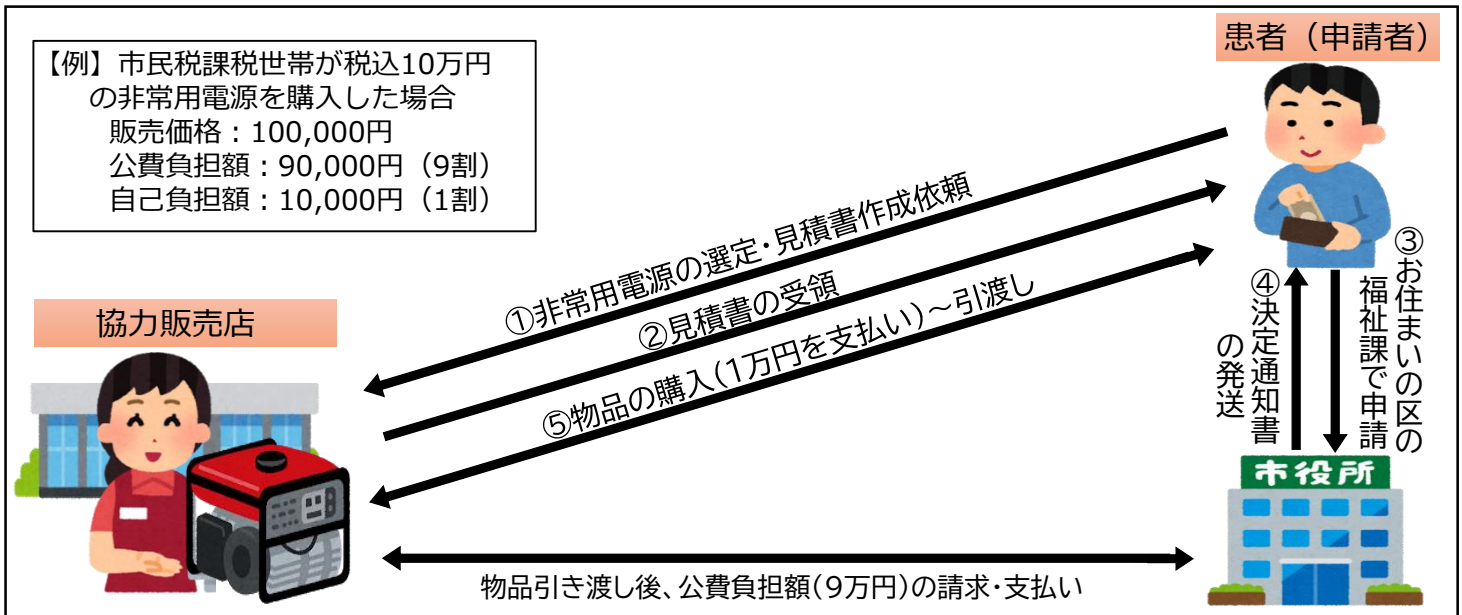
※購入に係る費用と補助基準額(12万円)との差額は全額自己負担となります。

## 4 申請書類

- (1) 人工呼吸器非常用電源設備購入費補助事業申請書
- (2) 人工呼吸器非常用電源設備購入費補助事業見積書 ※販売店が記入
- (3) 在宅常時人工呼吸器使用患者災害個別計画の写し
- (4) 常時人工呼吸器を装着する必要があることを証明するいずれかの書類
  - ア 特定医療費(指定難病)受給者証の写し(人工呼吸器装着認定)
  - イ 小児慢性特定疾病受給者証の写し(人工呼吸器装着認定)
  - ウ 常時人工呼吸器等装着者証明書 ※医師が記入
- (5) 生活保護等受給の証明書類 ※該当者のみ
- (6) 委任状 ※対象者本人(対象者が18歳未満の場合はその保護者)以外が申請を行う場合のみ



## 5 申請の流れ




### ～申請に当たっての留意事項～

- ・特定医療費（指定難病）又は小児慢性特定疾病の受給者証をお持ちでない方は、かかりつけ医に「常時人工呼吸器等装着者証明書」を記入してもらってください。
- ・補助は、対象者1人につき1台限りです。また、補助対象となる非常用電源には性能要件が定められていますので、補助対象となる物品であることを確認した上で、見積書を記入してもらってください。
- ・決定通知書の発送日以前に購入した用品は、助成の対象となりません。必ず決定通知書を受け取った後に、見積書を受け取った協力販売店で自己負担額を支払い、物品を購入してください。
- ・非常用電源は、原則として協力販売店で購入してください。協力販売店以外の店舗で購入を希望する場合は、事前に必ず健康推進課【(082)-504-2718】までご相談ください。

## 6 協力販売店とは？

非常用電源の購入時に、患者（申請者）に代わって本市に補助金の請求・受領を代行可能な販売店です。協力販売店の一覧は、別紙「協力販売店一覧」又は広島市ホームページで確認してください。



**広島市** ホームページ  
The City of Hiroshima

トップページで

キーワードでさがす

🔍

と入力し、検索してください。

## 7 申請提出先(各区福祉課)

区	所在地	電話番号
中区	〒730-8565 中区大手町四丁目1-1	(082)504-2588
東区	〒732-8510 東区東蟹屋町9-34	(082)568-7734
南区	〒734-8523 南区皆実町一丁目4-46	(082)250-4132
西区	〒733-8535 西区福島町二丁目24-1	(082)294-6346
安佐南区	〒731-0194 安佐南区中須一丁目38-13	(082)831-4946
安佐北区	〒731-0221 安佐北区可部三丁目19-22	(082)819-0608
安芸区	〒736-8555 安芸区船越南三丁目2-16	(082)821-2816
佐伯区	〒731-5195 佐伯区海老園一丁目4-5	(082)943-9769